

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和8年6月19日

公益財団法人群馬県農業公社  
理事長 横室 光良

農用地利用集積等促進計画(案) (みどり市)

所 在					面積(m <sup>2</sup> )	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
みどり市	笠懸町阿左美		2338	全域	1,830	R13.6.30
みどり市	大間々町塩原		385	全域	2,578	R13.6.30
みどり市	笠懸町西鹿田		862-1	全域	992	R13.6.30
みどり市	笠懸町西鹿田		864-1	全域	2,368	R13.6.30
みどり市	笠懸町鹿		507-1	全域	2,467	R18.6.30
みどり市	笠懸町久宮		285-4	全域	336	R18.6.30

◎意見聴取期間

令和8年6月19日(金) から 令和8年6月25日(木)